

会議名	令和８年度 第１回宇都宮市文化財保護審議委員会
開催日時・開催場所	令和８年８月１２日（水） 午後２時３０分～午後３時３０分 宇都宮市役所 １４階 １４Ａ会議室
議題	1 開 会 2 あいさつ 3 議 事 （１） 宇都宮市指定文化財の指定に係る諮問について 光琳寺「六道地獄絵図」 4 報 告 （１） 令和８年度の主な文化財関係事業について 5 その他 6 閉 会
出席者氏名	大澤慶子委員，本田諭委員，齋藤恒夫委員，梁木誠委員，高山慶子委員，小柳真弓委員，林光武委員，逢沢峰昭委員，小川聖委員，大嶽陽徳委員
公開・非公開の別	公開
傍聴者の数 （公開した会議に限る。）	０名

3 議事

(1) 宇都宮市指定文化財の指定に係る諮問について

- ・光琳寺「六道地獄絵図」

○事務局による説明

○委員

諮問書に菊池愛山の作と書かれているが、これを特定するものはあるのか。

⇒委員：2幅目の右下に落款印があり、菊池愛山のものと考えられる。描写から見ても町絵師が描けるような作品ではないものである。晩年のダイナミックな作品とは違い、筆が繊細かつ着色も的確で、集中力がある若い頃にしか描けないようなもの。また、愛山の作品は晩年のものが多く（栃木県立博物館で所蔵しているものも晩年のものがほとんど）、初期のものは貴重で、愛山の中でも極めてレベルの高い作品と考える。

○委員：委員が今説明したことは諮問書に記載しなくてよいのか。また、落款印があることから資料4の製作者に記載されている「(推定)」はいらないのではないのか。

⇒委員：今回の諮問を受けて調査を改めてしていく段取りである。

事務局：諮問を受けて調査をし、調書を書いていただいて答申という流れである。委員が説明されたような内容は調書に記載していただくようになる。

○委員

今回この作品が案件として挙がってきた経緯を知りたい。

⇒事務局：所有者である光琳寺から一度見ていただきたいと申し出があった。

○委員による追加説明

今回名称が「六道地獄絵図」となっているが、これは仮称である。「縦横地獄図」などがふさわしいと考える。箱の墨書なども確認し、名称が変わることを承知しておいてほしい。

4 報告

(1) 令和8年度の主な文化財関係事業について

○事務局による説明

○委員

上神主・茂原官衙跡の保存整備事業について、修理が完了した遺物はどこに収蔵される予定なのか。

⇒事務局：現在はとびやま歴史体験館にて保管。修理が終了したものについても、とびやま歴史体験館において保管および公開をしている。遺跡が所在する現地には保管ができる施設がないため、当面の間は飛山歴史体験館で管理をしていく予定である。

○委員

デジタルミュージアムで公開している資料に研究等で直接アクセスをしたいという人がいたときに、どのようにアクセスできるようになっているのか、それぞれの資料がどこにどのように保管されているのかなどの情報は得られるのか。

⇒事務局：デジタルミュージアムで公開している資料はとびやま歴史体験館や清明館など市内各所にて保管しており、どこにどのような資料が保管されているのかは公開していない。そのため、当面の間は文化都市推進課に問い合わせさせていただいて、その場所にご案内して職員立会いのもと紹介していく。

⇒委員：了承した。まず資料そのものがあることが大前提のデジタルミュージアムである。資料の安全な保存、また、資料を必要としている人がその資料を見ることができる、情報を手に入れられる環境を維持することが大事。それには様々な苦労があると思うがぜひお願いしたい。

○委員

文化財の学校利用推進について、郷土資料や現物の文化財を学校に持参し貸し出しが行われていると思うが、どのくらいの件数、こういったものを貸し出しているのか（栃木県立文書館では文書資料の貸し出しを行っている）。また、現物の活用だけではなく、デジタルミュージアムを社会科補助資料として教育利用する予定はあるのか。

⇒事務局：出前講座を実施しており、令和7年度は13件（1300人）の講座を行った。また、学校以外ではシルバー大学での地元の文化財や史跡についての講話を行っている。昨年度は宇都宮大空襲について一条中学校の教職員と生徒合わせて460人に講座を行ったところである。また、令和7年度の文化財の貸し出しについては15件あり、土器などの考古資料や戦災資料の焼夷弾、大イチョウの焼け跡の写真などを貸し出して授業で活用してもらっている。

また、教育利用については、本市には社会科副読本に宇都宮学がある。中学校版の宇都宮学がデジタルミュージアム公開と同時期にデジタル化したこともあり、41点の資料についてQRコードを一緒に掲載し、授業で活用してもらっている。

○委員

指定文化財の現況確認調査について、文化財の保存には欠かせない重要な調査であると思う。宇都宮市ではこういった内容の調査をしているのか。

⇒事務局：主に所在確認をしており、宇都宮市内をいくつかのエリアに分けて、毎年対象地を変えて数年に一度は必ず確認できるような体制をとっている。指定文化財の所有者と連絡を取り、日程調整を行ったうえで職員複数名が伺い、資料の現物と指定書を確認している。確認の際に所有者が変わっていてまだ所有者変更がされていなかったり、指定書を紛失してしまっていた場合は、その時点で手続きも行っている。

⇒委員：了承した。最近、東京工業大学の故・平井聖名誉教授が、県の近世社寺緊急調査をなさった際の写真を預かった。50年ほど前の文化財指定に係る調査時の写真である。建造物が壊れているなどで昔の姿を確認したい場合は協力できる。

○委員

デジタルミュージアムや出前講座などの取り組みもいいが、この頃遺跡の広場では市内の小学校の利用がとても少ない。市外からの訪問のほうが多い。デジタル化や出前授業などで、子供たちが現地を見る機会がなくなってしまうのではないか。これらについて、どんな改善策を考えているか。文化財や遺跡を知るためには現地に足を運んでもらうことが原則ではないのか。

⇒事務局：小学校の遺跡の広場の利用が減っていることは承知している。新型コロナウイルスの影響で、学校から出ない、オンラインでの資料集めなどの学習をすることが増え、職員が学校に出向く、学校内で学習する傾向が続いている。新型コロナウイルスが落ち着き、公共施設の利用も回復傾向にはあるが、一度減ってしまったものがなかなか戻ってきていないのが現状。現地で本物が見られます、体験できますと周知はしているところである。

また、他市の学校利用が多い点については、日光に行くなど別の目的で立ち寄るケースが多いと聞いている。

⇒委員：了承した。デジタル化などの行政サービスは続けていってもらいたい、ぜひ現地に足を運ぶ機会づくりをしてもらえればと思う。

5 その他

発言なし。

その他の事項